

次期障害者計画・第三期障害福祉計画の構成（案）

目 次

I 総論

1 計画の基本的な考え方

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 障害者計画と障害福祉計画の関係について
- (3) 計画期間
- (4) 計画策定の進め方
- (5) 他計画との関係
- (6) 計画目標
- (7) 計画目標の趣旨
- (8) 基本理念

2 現況と課題

- (1) 障害者施策の動向
- (2) 改定練馬区障害者計画・第二期障害福祉計画の進捗状況

3 次期障害者計画・第三期障害福祉計画の重点施策

II 各論

- 1 総合相談体制を構築する
- 2 居宅系サービスの充実
- 3 日中活動系サービスの充実
- 4 居住系サービスの充実
- 5 サービスの質の向上
- 6 障害児支援の充実
- 7 障害者就労の促進
- 8 社会生活支援の推進
- 9 福祉のまちづくりの推進
- 10 障害者医療の推進
- 11 施策を推進するために

III 第三期障害福祉計画

- 1 数値目標
- 2 障害福祉サービスの数値目標
- 3 地域生活支援事業の数値目標

I 総論

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

- 区では、平成 15 年 3 月に練馬区障害者計画（平成 15 年度～22 年度）を策定し、障害者施策の具体的な取組みや数値目標を明確にし、障害のある方の地域での自立生活を総合的・計画的に支援してきました。
- また、平成 17 年 10 月に身体・知的・精神の 3 障害一元化のサービス提供、就労支援の強化、地域移行の促進等をめざす障害者自立支援法の成立を踏まえ、平成 18 年 3 月に練馬区障害者計画の改定及び第一期障害福祉計画の策定を行いました。平成 21 年 3 月には第一期障害福祉計画の必要な見直しを行ない、第二期障害福祉計画を策定しました。
- さらに、練馬区基本構想（平成 21 年 12 月）、練馬区長期計画（平成 22 年 3 月）において、「だれもが安心して暮らせる社会」、「障害者の自立した生活」をめざし、引き続き障害のある方の自立を支援する取組を推進してきました。
- しかし、障害者自立支援法の定率負担などの課題、障害者権利条約批准に伴う諸法の整備を行なう観点から、障害者福祉制度の抜本的な改革が必要とされ、国は平成 21 年 12 月に障がい者制度改革推進本部を設置し、制度改革についての検討を進めています。
- 制度改革の検討範囲は、障害者計画の根拠法である障害者基本法の改正、障害者自立支援法に替わる障害者総合福祉法（仮称）の制定、差別禁止法の制定等多岐に渡っており、障害者施策は再び大きな転換期を迎えています。
- 一方で、国の動向等については十分に踏まえつつも、これまで区が進めてきた障害のある方の地域での自立を支援する取組については、引き続き行なっていく必要があります。また、平成 22 年 6 月に行った障害者基礎調査など、障害のある方の生活状況や意向などを十分に踏まえながら、施策を進めていく必要があります。
- こうした状況の中、区では次期障害者計画と第三期障害福祉計画を策定することといたしました。

(2) 障害者計画と障害福祉計画の関係について

障害者計画は、障害者の自立と社会参加を図るため、障害者基本法第 9 条第 3 項の規定に基づき、障害者の施策に関する基本的な計画として策定した計画です。

障害福祉計画は、障害者基本法の基本原則にのっとり、必要な障害福祉サービスの提供体制を確保するために、障害者自立支援法第 88 条第 1 項の規定に基づき策定した計画です。

(3) 計画期間

- 次期障害者計画・第三期障害福祉計画の計画期間は平成 24 年度～26 年度とする。
- ただし、障害者総合福祉法（仮称）の施行により、計画期間中に計画を見直すこともありうる。

(4) 計画策定の進め方

- ① 区民意見等の把握
 - ア 障害者計画懇談会の開催
 - イ 障害者基礎調査の実施
 - ウ 団体ヒアリングの実施
- ② 庁内での検討体制
 - ア 障害者計画検討委員会の設置
 - イ 分科会の設置

(5) 他計画との関係

- 障害者計画・障害福祉計画は、区の長期的・総合的な計画である長期計画（平成 22 年度～26 年度）の障害者施策に関する部門別計画として位置づけられています。
- この計画は、つぎの関連計画と整合性を保ちながら策定しました。
 - ・ 地域福祉計画
 - ・ 福祉のまちづくり総合計画
 - ・ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
 - ・ 次世代育成支援行動計画
 - ・ 健康づくり総合計画等

(6) 計画目標

「障害のある方の一人ひとりの人権を尊重し、どんなに障害が重くとも、地域のなかで自分らしい自立した生活ができる社会をめざします。」

(7) 計画目標の趣旨

- 障害者基本法の改正
障害者基本法では、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現をめざしています。この考え方にに基づき、練馬区においても障害者施策の基本的な指針を構築します。

- 「障害のある方の一人ひとりの人権を尊重し」とは、
障害は誰でも負う可能性を持ち、障害も社会的ハンデによる個人差であって、本人の人格とは無関係です。
障害があるという理由で、差別されたり、偏見を持たれたりすることなく、一人ひとりの個性と人格を尊重し、擁護する必要があります。

- 「どんなに障害が重くとも、地域のなかで自分らしい自立した生活ができる社会」とは、
障害の種類や程度にかかわらず、地域のなかで、その人の状況に応じた適切なサービスや支援を活用しながら、それぞれの個性や能力を発揮し、生きがいをもって、自らの意思で自立した生活を送ることができる社会を表しています。

- 「自立」とは、
単に、「就労による自立」、「日常生活の自立」、「社会生活の自立」という形態的なことだけでなく、「障害のある方が、自らまたは支援により意思を表明することで、自分らしい生き方を実現することや、その存在が社会を成熟させる力となること」を意味します。

(8) 基本理念

- ① **あんしん**
 - だれもが、自己決定・自己選択のもと必要なサービスや支援が受けられるよう、相談支援の充実やサービスの質の向上に取り組みます。
 - さまざまな関係機関の連携のもと、乳幼児期から学齢期、成人期、高齢期までの切れ目のない支援を提供し、高齢化や親亡き後の課題に取り組みます。
- ② **いきがい**
 - だれもが地域の一員として活動できるように、社会参加を支援する仕組みや余暇支援などの充実に取り組みます。
 - 働きたい、働き続けたい方を支援するため、就労・生活の両面から支援する体制作りに取り組みます。
- ③ **つながり**
 - 障害のある方とない方が、ともに尊重し支えあえる地域づくりのため障害理解などの啓発活動に取り組みます。
 - 公的サービスだけでなく、障害のある方・家族、近隣住民などの助け合いを支援し、豊かな地域づくりに取り組みます。

2 現況と課題

(1) 障害者施策の動向

- ① 障がい者制度改革推進本部での検討
- ② 障害者自立支援法・障害者基本法の改正

(2) 改定練馬区障害者計画・第二期障害福祉計画の進捗状況

- ① ケアマネジメントによる相談支援の充実
 - 総合福祉事務所や保健相談所などでの相談加え、障害者の総合相談窓口として障害者地域生活支援センターを4か所整備。
 - 高次脳機能障害等の中途障害者への支援の充実を図るため、中途障害者支援事業を計画し、平成22年度にそのあり方を検討。
 - 障害者地域自立支援協議会に専門部会を設置し、その機能強化を図った。
 - サービス利用計画作成の実績が伸びない。また、相談窓口の機能強化を求める声がある。
- ② サービスの質の向上
 - 「第三者評価」の仕組みを導入し、サービスの見直し・改善に取り組む事業者。
 - 区では、事業者自らサービスの質を高めるための「障害福祉サービス事業者連絡会」の立上げ・運営支援。
 - 障害特性や生活状況に対応し、高い専門性を持った福祉人材の確保・育成のため、「(仮称) 障害福祉人材育成・研修センター」の整備を計画化。
 - 対応できる事業者がないために、利用したくても利用できないサービスがあるとの声がある。
- ③ 法内事業への移行と機能の充実
 - 平成23年度末までの法内事業移行に向け取り組む。
 - 高次脳機能障害等の中途障害者への支援の充実を図るため、中途障害者支援事業を計画し、平成22年度にそのあり方を検討。
 - 障害児支援の充実のため、「(仮称) こども発達支援センター」整備を計画し、平成22年に整備基本計画を策定。
 - 区立福祉園・作業所は、平成21年4月に法内事業移行を完了。さらに就労移行支援の強化を図るため、3福祉作業所に就労移行支援事業を新たに設置。
 - 介護や訓練の施設サービスは利用しにくい方がいるため、新たな内容のサービスが必要との声がある。
- ④ 精神障害者施策の充実
 - 平成21年度に、精神障害者を主たる対象とした石神井障害者地域生活支援センターを整備し、豊玉障害者地域生活支援センターとともに精神障害者の退院促進に取り組む。

- 保健相談所、総合福祉事務所においても、それぞれ「退院促進・地域生活支援事業」、「退院促進プログラム」により退院促進に取り組む。

保健相談所では、平成 23 年度から訪問による支援事業を開始。

⑤ 障害児支援の充実

- 障害児支援の充実のため、「(仮称) こども発達支援センター」整備を計画し、平成 22 年に整備基本計画を策定。
- 保育・学童クラブ・学校において、発達に心配のある子への支援の充実のため、巡回相談などの内容を強化。
- 児童デイサービスの地域偏在、重度障害児の保育・学童クラブ利用などの課題。

⑥ 障害者就労支援の強化

- 練馬区障害者就労促進協会の法人化を図り、支援体制を強化。
- 就労支援機関と障害者地域生活支援センターが連携し、地域での余暇支援事業（たまりば）を実施。
- 発達障害者等への支援技術や定着支援強化が課題。

3 次期障害者計画・第三期障害福祉計画の重点施策

II 各論

1 総合相談体制を構築する

- ケアマネジメントシステムの拡充
- 基幹相談支援センターの整備
- 相談支援ネットワークの推進

2 居宅系サービスの充実

- 障害者自立支援法によるサービスの充実
- その他の訪問サービスの充実
- ショートステイ事業の充実

3 日中活動系サービスの充実

- 日中活動の場の整備
 - ・生活介護事業所の誘致
 - ・地域活動支援センターの整備
- 中途障害者への支援の充実

4 居住系サービスの充実

- グループホーム・ケアホームの整備
- 居住の場の拡大と居住支援

5 サービスの質の向上

- 研修・育成センターの整備

6 障害児支援の充実

- 早期発見と早期療育
- 障害児保育と療育機関支援
- 特別支援教育の実施
- 障害児支援機関の連携

7 障害者就労の促進

- 就労支援マネジメント機能の充実
- 就労支援ネットワークの推進
- 福祉的就労事業所の支援力の向上および職場定着支援の推進

8 社会生活支援の推進

- 地域で暮らし続けるための支援の充実
- 社会参加の促進
- 啓発事業の実施
- 生涯学習
- 文化活動
- 防災
- 選挙

9 福祉のまちづくりの推進

- とともに理解を深める「気づき」の輪を広げる
- 豊かな暮らしを支える環境を整える
- とともに暮らせるやさしい空間をつくる

10 障害者医療の推進

- 障害者医療制度の普及
- 地域医療システムの推進

11 施策を推進するために

Ⅲ 第三期障害福祉計画

1 数値目標

○ 施設入所者の地域移行者数

→ 平成 26 年度までに、平成 17 年 10 月 1 日時点の入所者数の 3 割以上が地域移行

○ 福祉施設からの一般就労への移行者数

→ 平成 26 年度中に、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者が、平成 17 年度実績の 4 倍以上

※ 退院可能精神障害者の地域移行

→ 指標未定

2 障害福祉サービスの数値目標

3 地域生活支援事業の数値目標